## 6月1日は人権擁護委員の日



6月1日は人権擁護委員法が施行された日で、全国人権擁護委員連合会が定める「人権擁護委員の日」です。 人権は、人間が幸福な人生を送るために最も大切な権利です。自分だけでなく、全ての人の人権が尊重されな ければなりません。国の内外を問わず、互いに人権を守り、明るい社会をつくることが大切です。

人権擁護委員は、人権に関する問題などの相談に応じています。相談は無料で、秘密は厳守します。

## ■阿久比町の人権擁護委員

(令和4年4月1日現在・敬称略)

- ▽平井由紀子(草木)
- ▽新海伸誓(矢□)
- ▽河合純子(板山)
- ▽江原真人(横松)

## 人権特設相談所の開設

阿久比地区の人権擁護委員が相談員として、相談所を設けます。ご利用ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となる場合があります。

- ■日 時 6月2日(木)午後1時~午後4時
- ■会場 中央公民館本館3階308号室
- ■問い合わせ先 住民福祉課社会福祉係 (48) 1111 (内1121)

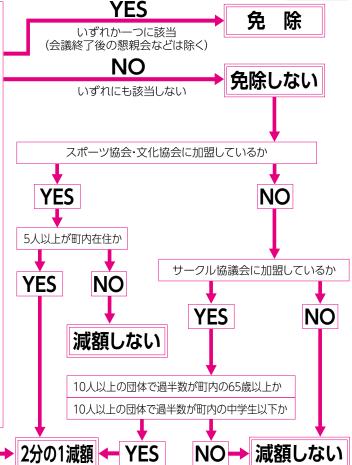
## 施設使用料減免申請を受け付けます

令和4年10月使用分からの施設使用料減免申請を受け付けています。減免を希望する団体の方は、施設使用料減免申請書に添付書類(会員名簿、会則、決算書または予算書)を添えて、5月31日(火)までに団体を所管する課へ提出してください。



- ① 国、県、町および町の機関が使用するとき
- ② 町および町の機関が主催または共催するとき
- ③ 町内の保育園、幼稚園、小・中学校が正規の教育課程などで使用するとき
- ④ 大字や自治会が行政活動を補完する目的で 使用するとき
- ⑤ 町内の各種団体が行政活動の協力目的など で使用するとき
- ⑥ 町が認める行政活動を補完する団体が団体 本来の目的で使用するとき
- ⑦ 社会福祉協議会が所管する福祉関係団体が 団体本来の目的で使用するとき
- ⑧ スポーツ協会・文化協会に加盟している会員 数5人以上の団体で、会員の全員が町内の小・中 学生で組織する団体が団体本来の目的で使用 するとき
- ⑨ スポーツ協会・文化協会に加盟している会員 数5人以上の団体で、会員の全員が町内の65歳 以上の高齢者で組織する団体が団体本来の目 的で使用するとき

町内在住者5人以上を含む、総合型地域スポーツクラブが所管するスポーツ関係団体



- ※ 新たに免除・減額を希望する団体は、スポーツ協会・文化協会・サークル協議会のいずれかに加盟し、減免の許可を受ける必要があります。(継続的な活動を行っている団体が対象)
- ※ 丸山公園の夜間照明設備の使用料は減免しません。冷暖房費および中央公民館多目的ホールの設備は免除 団体については免除しますが、その他の団体は徴収します。
- ■問い合わせ先 政策協働課企画政策係 面(48)1111(内1310・1311)